

## 一般社団法人宮崎県治山林道協会奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、測量士または測量士補（以下「測量士等」という）の資格取得後、一般社団法人宮崎県治山林道協会（以下「本会」という）への就職を希望する学生等に対して、奨学金を貸与することにより修学を支援し、本会における測量士等の確保をもって治山事業及び森林整備事業の推進により森林・林業・山村の振興を図ることを目的とする。

### (貸与対象者)

第2条 測量士等の資格を取得するため、その学校や養成機関（以下「学校等」という）に入学または在学する者で、学校等を卒業後、本会での就職を希望する者を奨学金貸与の対象とする。ただし、類似の奨学金(別の法人に勤務することを条件とした奨学金等)を既に受給している者またはこれから受給しようとする者は対象外とする。

### (貸与額及び期間)

第3条 奨学金の貸与額は、月額上限を5万円とした希望額とし、次項で示す期間で貸与する。

- 2 奨学金を貸与する期間は、入学または在学する学校等が定める正規の修学年限の範囲内で、貸与を決定した日の属する年度の4月から、卒業する日の属する月までを最長とし、月単位で選択希望できる。
- 3 奨学金は毎月25日(金融機関が休みの場合は前営業日)に指定の口座に振り込むものとする。

### (申請及び貸与の決定)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(以下「申請書類」という)を本会に提出しなければならない。本会は申請書類が提出されたときは、その内容を審査のうえ貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- ① 奨学金貸与申請書(別紙様式第1号)
- ② 履歴書(写真貼付け)
- ③ 学校等の在学証明書、又は入学内定を証明する書類(コピー可)
- ④ 住民票(マイナンバー標記なし。コピー可)

### (契約書兼誓約書の提出)

第5条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、奨学金貸与契約書兼返還誓約書(別紙様式第2号)を本会に提出しなければならない。

### (身元保証人)

第6条 申請者は、前条の奨学金貸与契約書兼返還誓約書提出にあたり、身元保証人承諾書(別紙様式第6号)を提出し、身元保証人を1名以上立てなければならない。身元保証人は、以下の条件のすべてに該当することを要する。

- ① 債務整理中(任意整理、破産、個人再生等)でないこと。

- ② 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者)との関係を一切有しておらず、将来にわたって一切関係を持たないことを誓約する者であること。

(貸与の取り消し)

第7条 奨学金の貸与を受けている者(以下、「奨学生」という)が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、奨学金の貸与を取り消す。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良と認められるとき
- ④ 奨学金の貸与を辞退したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 偽りその他不正の手段により奨学金の貸与を受けたとき
- ⑦ その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(貸与の停止)

第8条 奨学生が休学したとき、または停学の処分を受けたときは、その開始日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの奨学金の貸与を停止する。留年期間についても奨学金の貸与を停止する。

(返還)

第9条 奨学生が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該各号に定める日までに、貸与を受けた奨学金を一括返済しなければならない。ただし、正当な理由があつて一括返済が困難な場合はこの限りではない。

- ① 第7条の規定により、奨学金の貸与が取り消されたとき
  - ・取消日の属する月の翌月末日
- ② 本会に採用後、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事しなかったとき
  - ・本会を退職した日の属する月の翌月末日

(返還の免除)

第10条 奨学生が、学校等を卒業した日から、直ちに本会職員として採用され、引き続き奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事したときは、貸与を受けた奨学金の全額を返済免除とする。ただし、負傷または疾病による休職、育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により、業務に従事できなかった期間は、業務に従事したときとは認めない。

- 2 前項の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書(別紙様式第3号)を本会に提出しなければならない。
- 3 業務に従事した期間が、奨学金の貸与を受けた期間に満たないで退職した者の返還すべき額は、次の基準による。ただし、勤務月数は月の末日まで勤務した月とし、返還額の千円未満は切り捨てるものとする。

$$\text{返還額} = \text{貸与総額} \div \text{貸与月数} \times (\text{貸与月数} - \text{勤務月数})$$

(返済の猶予)

- 第11条 奨学生が、学校等を卒業した日から、直ちに本会職員として採用された場合、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、奨学金の返済を猶予する。
- 2 奨学生が、災害、疾病、その他やむを得ない事由により、奨学金を返還することが困難な場合は、その間、奨学金の返還を猶予することがある。
  - 3 前2項の規定による奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(別紙様式第4号)にその理由が確認できる書類を添えて、本会に提出しなければならない。

(遅延損害金)

- 第12条 奨学生は、正当な理由がなく、本会が指定した日(原則として当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日)までに奨学金を返還しなかったときは、当該指定日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき奨学金の額に年6%の割合を乗じて計算した額の遅延損害金を支払わなければならない。ただし、100円未満の延滞利息は切り捨てるものとする。

(届出)

- 第13条 奨学生は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、奨学金の貸与に関する届出書(別紙様式第5号)にその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を本会に届出なければならない。
- ① 退学、休学または復学したとき
  - ② 停学等の処分を受けたとき
  - ③ 留年したとき
  - ④ 卒業したとき
  - ⑤ 測量士等の免許を取得したとき
  - ⑥ 本人、連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更が生じたとき
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、奨学金の貸与に関する届出書(別紙様式第5号)にその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を本会に届出なければならない。
- 3 連帯保証人が死亡したときは、奨学金の貸与に関する届出書(別紙様式第5号)にて速やかにその旨を本会に届け出て、代わりとなる連帯保証人を立てなければならない。その際は、代わりとなる連帯保証人を記載した奨学金貸与契約書兼返還誓約書(別紙様式第2号)を提出しなければならない。

(補則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則 この規程は令和2年3月19日から施行する。  
令和2年4月1日改正

別紙様式第1号  
令和 年 月 日

## 奨学金貸与申請書

(一社)宮崎県治山林道協会 会長 殿

住 所 〒

ふりがな  
氏 名 ④

生 年 月 日 年 月 日生

電 話 番 号

私は、一般社団法人宮崎県治山林道協会奨学金制度規程により、奨学金の貸与を受けたいので、規程の内容に同意のうえ、下記のとおり申請します。

### 記

1 在学する学校又は養成機関

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 入学年月日 令和 年 月 日

(4) 卒業予定年月日 令和 年 月 日

2 取得しようとする資格(免許)

3 貸与希望期間 令和 年 月 日

以上

添付資料 履歴書 入学を証明する書類又は在学証明書

別紙様式第2号  
令和 年 月 日

## 奨学金貸与契約書兼返還誓約書

一般社団法人宮崎県治山林道協会 会長 殿

申請者氏名 ⑩

私は、一般社団法人宮崎県治山林道協会奨学金を下記のとおり借用します。  
つきましては、一般社団法人宮崎県治山林道協会奨学金制度規程によって確認した事項を遵守し、この貸与契約書兼返還誓約書に従って返還することを誓約します。また、返還免除制度があることを確認し、その制度を利用する場合の返還免除となる勤務期間についても同意しました。

右詰め、金額の頭は¥マーク

貸与額合計							
-------	--	--	--	--	--	--	--

貸与期間	貸与月数	貸与金額
年 月～ 年 月	ヶ月	万円

在学学校

学部・学科

返済免除となる勤務期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

### 奨学金振込先

金融機関名 店名

預金種別 普通 その他( ) 口座番号

口座名義 漢字 よみがな





別紙様式第5号  
令和 年 月 日

## 奨学金貸与に関する届出書

一般社団法人宮崎県治山林道協会 会長 殿

届出者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

一般社団法人宮崎県治山林道協会奨学金制度規程第13条により下記の通り届出ます。

### 記

- 1 奨学生氏名 \_\_\_\_\_
- 2 届け出の理由  
 退学  
 停学  
 休学  
 復学  
 留年  
 卒業  
 免許の取得(取得した資格 \_\_\_\_\_ )  
 奨学生の氏名の変更  
 奨学生の住所の変更  
 奨学生の死亡  
 連帯保証人の氏名の変更  
 連帯保証人の住所の変更  
 連帯保証人の死亡  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 3 届け出事由の発生日  
発生日 令和 年 月 日

以上

※添付書類 届出の事由の事実が確認できる書類。

別紙様式第6号  
令和 年 月 日

一般社団法人宮崎県治山林道協会 会長 殿

## 身元保証人承諾書

私は、一般社団法人宮崎県治山林道協会奨学金規程に基づき、賃借人が負担すべき一切の債務及び損害金について 請求があった場合、金 60 万円を限度として、直ちに請求金を弁済すべき義務を負う、身元保証人となることを承諾します。

1 奨学生の氏名

---

2 身元保証人

住 所

氏 名

実印

生年月日

年

月

日

T E L

携帯電話

続 柄

※添付書類 身元保証人の印鑑証明書